

平成24年5月23日

学生各位

学生委員会委員長

## 自転車の安全運転並びに規則改正について（お願い）

交通安全については、日頃から注意喚起を行っているところですが、最近、自転車利用時の運転で危険を伴う行為が多々見受けられます。

なお、6月1日から、規則が改正されますので特に安全運転に心掛け事故ケガ等のないようにお願いします。

もし、自分の過失により加害者になりますと、その補償を始めとして、一生後悔しても後悔しきれない事態も予測されます。

自転車、バイク、車を運転する学生各位には、**特に安全運転に心掛け、事故・怪我にあわないよう、また引き起こすことがないように十分注意**してください。

- 交通ルールを守り、安全な速度で走行する！
- 二人乗り禁止！ 物をかついでの運転禁止！ 傘さし運転禁止！
- 暗くなったら必ずライト点灯する！
- 子供・老人の急な飛び出しにも対応できるスピードを心がける！
- カーブの手前や見通しの悪い道路では、必ずスピードを落とす！
- 青信号から黄信号への変わり目は、無理せず停止する！
- 歩道のない道路では、歩行者に注意する！  
(特に夜間は注意のこと！！)
- 酒を飲んだら、絶対に運転しない！

◎ 新潟県道路交通法施行細則が改正され、次の行為が平成24年6月1日から禁止されます。

- 自転車を運転しながらの携帯電話の使用禁止
- 車両等を運転しながらの大音量、ヘッドホン等の使用禁止
- 罰則：5万円以下の罰金

※事故・事件に遭遇したときは、速やかに学生支援課（tel. 47-9250～9256）に連絡してください。

以上